

(介護予防) 通所リハビリテーション 利用約款

第1条 (約款の目的)

医療法人社団淳英会 おゆみの中央病院附属在宅クリニック (以下「当事業所」という。) は、要介護・要支援状態と認定されたご利用者 (以下「利用者」という。) に対し介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにサービスの提供を行い、利用者又は連帯保証人は、当事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、この約款の目的とします。

第2条 (適用期間)

- 1 本約款は、利用者が利用同意書を当事業所に提出したときから効力を有します。但し、身元引受人や連帯保証人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。
- 2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙 1～別紙 5の改定が行われな限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当事業所を利用する事ができるものとします。

第3条 (利用者からの解除)

利用者及び利用者の家族は、当事業所に対し、利用中止の意思表示をすることにより、本約款に基づくサービスの利用を解除・終了することができます。

第4条 (当事業所からの解除)

当事業所は、利用者及び利用者の家族に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づくサービスの利用を解除・終了することができます。

- イ 利用者が要介護／要支援認定において自立と認定された場合
- ロ 利用者の病状、心身の状態等が著しく悪化し、当事業所での適切なサービスを提供することができないと判断された場合
- ハ 利用者や利用者の家族又は身元引受人や連帯保証人が、当事業所、当事業所の職員又は他の利用者に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為をおこなった場合
- ニ 利用者及び連帯保証人が、本約款に定める利用料を1ヶ月以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず10日以内に支払われない場合
- ホ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により当事業所を利用させることができない場合
- ト 当事業所が定める一定期間 (凡そ3カ月間) のサービス提供がない場合

第5条 (利用料金)

- 1 利用者及び連帯保証人は、当事業所に対し、本約款に基づくサービスの対価として、利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。各サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、負担割合に応じてとする。
- 2 当事業所は、利用者又は連帯保証人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を翌月の10日頃に送付致します。お支払方法は事務処理の関係上、銀行振込み・口座引落で承っております。お振込みの方は同月25日迄に事業所指定の銀行口座へご入金下さい。口座引落は毎月27

日に引落になります。また振込みの場合は、手数料に関しましては、ご利用者負担にてお願いしておりますので、御了承下さい。

- 3 当事業所は、利用者又は連帯保証人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は連帯保証人の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

第6条（記 録）

当事業所は、利用者のサービス提供に関する記録を作成し、利用終了後5年間は保管します。当事業所は、利用者が前項の記録の閲覧を求めた場合には、原則としてこれに応じます。但し、利用者の家族その他の者（利用者の代理人を含みます）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

第7条（身体拘束等）

当施設では原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむえない場合は、医師等が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には医師等がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状態、緊急やむを得なかった理由を介護記録等に記入することとします。

第8条（秘密の保持及び個人情報の保護）

当事業所とその職員は当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は利用者の家族に関する個人情報に関しては、利用目的を定め適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、当事業所は利用者及び利用者の家族から本同意書をもって同意を得た上で行なうこととします。

- 1 サービス利用のための市町村、及びその他介護保険事業等への情報提供、あるいは適切な在宅療養のための医療機関への療養情報の提供。
- 2 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する 場合等）。
- 3 サービスの質の向上を図るための学会、研究会などでの事例研究発表、学術論文や専門書の執筆等。
この場合は利用者個人を特定できないように厳守致します。
- 4 前項に掲げる事項は利用終了後も同様の扱いとします。

第9条（緊急時の対応）

当事業所は対診が必要であると認める場合、医療機関での診察を依頼することがあります。又、当事業所は利用者に対し、サービス利用が困難な状態、又は専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門機関を紹介します。サービス利用中に利用者の心身の状態が急変した場合は、緊急連絡先に連絡いたします。

第10条（要望又は苦情の申し出）

利用者及び身元引受人や連帯保証人は、当事業所が提供するサービスに対しての要望、又は苦情等について、担当者に申し出る事ができます。又、文書での申し出は、受付の「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

第11条（賠償責任）

- 1 当施設が提供するサービスに伴って、当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して損害を賠償するものとします。
- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び連帯保証人は、当施設に対してその損害を賠償するものとします。
- 3 前項により連帯保証人が責を負う極度額（支払保証額）は 金 200,000 円とします。

第12条（利用契約に定めのない事項）

当約款に定められていない事項は介護保険法令及び諸法令の定めるところにより利用者、身元引受人、連帯保証人と当事業所が誠意をもって協議して定めることとします。

附 則

平成22年	6月1日	施行
平成25年	4月1日	改正
平成25年10月1日		改正
平成26年	3月1日	改正
平成26年	4月1日	改正
平成27年	4月1日	改正
平成28年	4月1日	改正
平成29年	4月1日	改正
平成30年	4月1日	改正
令和1年	5月1日	改正
令和1年	10月1日	改正
令和2年	4月1日	改正
令和3年	4月1日	改正
令和4年	4月1日	改定
令和4年	10月1日	改定
令和6年	4月1日	改定
令和6年	6月1日	改定